

# さいたま市業務委託等の特定調達契約に係る 競争入札執行事務取扱要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、市が締結する委託業務等の契約（工事に伴う委託業務を除く。）のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用されるもの（以下「対象契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1994年協定 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。
- (2) 2012年協定 2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年協定をいう。
- (3) 協定等 1994年協定、2012年協定その他の国際約束をいう。
- (4) 委託業務等 特例政令第2条第2号に掲げる物品等の借入れ及び同条第3号に掲げる特定役務（2012年協定の附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービスに係る役務を除く。）をいう。
- (5) 一連の調達契約 特例政令第2条第5号に規定する一連の調達契約をいう。
- (6) 契約規則 さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）をいう。
- (7) 契約審査委員会 さいたま市契約審査委員会設置要綱（平成15年さいたま市制定）に基づき設置される契約審査委員会をいう。
- (8) 契約審査委員長 契約審査委員会の長をいう。
- (9) 業者選定委員会 さいたま市業務委託業者選定委員会設置要領（平成17年さいたま市制定）に基づき設置される業者選定委員会をいう。
- (10) 業者選定委員長 業者選定委員会の長をいう。
- (11) 発注機関 対象契約に係る業務等を所掌する課所をいう。
- (12) 入札機関 対象契約に係る入札の事務を所掌する課所又は財政局契約管理部調達課（以下「調達課」という。）をいう。

## 第2章 入札執行前の手続

### (対象契約の事前準備)

**第3条** 発注機関の長は、対象契約に係る競争入札を実施しようとするときは、特定調達契約入札等実施通知書（様式第1号）を財政局契約管理部契約課長に提出するものとする。

### (委員会における審査等)

**第4条** 特定調達契約に係る競争入札を実施しようとするときは、調達課が定めた要件に応じて契約審査委員会又は業者選定委員会のうち、いずれかの審査を受けなければならない。

- 2 発注機関の長は、前項の審査を担当する契約審査委員長又は業者選定委員長に対し、審査を依頼するものとする。
- 3 契約審査委員長又は業者選定委員長は、前項の依頼を受けたときは、速やかに委員会を開催しなければならない。ただし、契約審査委員長又は業者選定委員長が急施を要すると認めるとき又は委員会を開催する暇がないときは、委員全員の合議をもって会議の開催に代えることができるものとする。

### (一般競争入札の公告)

**第5条** 対象契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）を実施しようとするときは、次に掲げる事項を郵便による入札書の提出期限の日の前日から起算して40日前ま

でに公告するものとする。

- (1) 協定等の適用を受ける調達について入札を実施する旨
- (2) 入札の対象となる委託業務等について次に掲げる事項
  - ア 委託業務等の名称
  - イ 履行場所又は借入場所
  - ウ 主な業務内容又は数量
  - エ 履行期間又は納入期限
- (3) 入札に参加する者に必要な資格等について、次に掲げる事項
  - ア 入札参加資格について次に掲げる事項
    - (ア) 入札に参加することができる者は、さいたま市の競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者に限る旨
    - (イ) 資格者名簿に登載がない者（当該業務についての登載がないものを含む。）についての資格審査申請を行う旨及びその期間
    - (ウ) 入札に参加できない者についての要件
    - (エ) 当該業務を履行するために必要となる要件（以下「審査要件」という。）
- (4) 入札説明書の交付について次に掲げる事項
  - ア 交付方法
  - イ 交付場所
  - ウ 交付期間
  - エ 有償無償の別及び有償のときにあってはその金額
- (5) 入札参加申込み及び資格確認審査について、次に掲げる事項
  - ア 入札参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）を行わなくてはならない旨
  - イ 確認審査について次に掲げる事項
    - (ア) 確認審査の方法
    - (イ) 確認審査の期間
    - (ウ) 確認審査の受付場所
  - ウ 資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない旨
- (6) 確認審査結果通知について次に掲げる事項
  - ア 確認審査終了後、確認結果通知を交付する旨
  - イ 確認結果通知について次に掲げる事項
    - (ア) 交付方法
    - (イ) 交付場所
    - (ウ) 交付日時
    - (エ) 確認結果通知に係る他に必要な事項
- (7) 入札方法について、次に掲げる事項
  - ア 単価又は総価で入札を行う旨
  - イ 入札書に記載する金額に関する注意事項
- (8) 入札書の提出について次に掲げる事項
  - ア 郵便による場合について次に掲げる事項
    - (ア) 提出方法
    - (イ) 受領期限
    - (ウ) 送付先
  - イ 郵便によらない場合について次に掲げる事項
    - (ア) 入札期日及び時刻
    - (イ) 入札場所
- (9) 入札保証金について次に掲げる事項
  - ア 入札保証金の率
  - イ 担保として提供することにより入札保証金の納付に代えることができる有価証券及びその価値

- ウ 免除の要件
  - (10) 開札について次に掲げる事項
    - ア 開札期日及び時刻
    - イ 開札場所
  - (11) 落札者の決定の方法
  - (12) 無効とされる入札
  - (13) 契約保証金について次に掲げる事項
    - ア 契約保証金の率
    - イ 担保として提供することにより契約保証金の納付に代えることができる有価証券及びその価値
    - ウ 免除の要件
  - (14) 契約書の作成を要する旨
  - (15) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により当該契約の締結について市議会の議決を要する場合にあっては、落札者と仮契約書を取りかわし、市議会の議決後に本契約を締結する旨
  - (16) 手続において使用する言語及び通貨
  - (17) 手続において1994年協定第14条又は2012年協定第12条の交渉を行わない旨
  - (18) 発注機関の名称及び所在地
  - (19) 入札機関の名称及び所在地
  - (20) 当該入札による対象契約が一連の調達契約の一である場合にあっては、次に掲げる事項
    - ア 当該一連の調達契約のうち、当該入札による契約の締結後において締結が予定される契約について次に掲げる事項
      - (ア) 目的となる委託業務等の名称
      - (イ) 入札公告の予定時期
    - イ 当該一連の調達契約のうち、最初の契約に係る入札公告の日
  - (21) 詳細については、入札説明書に記載するところによる旨
  - (22) 契約条項を示す場所
  - (23) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 一連の調達契約のうち最初の契約に係る前項の公告において、一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る同項の公告を、その郵便による入札書の提出期限の日の前日から起算して少なくとも24日前に行う旨を規定した場合における同項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「40日前」を「24日前」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により公告すべき事項のうち、次に掲げる事項については、公告に日本語とともに英語による記載をしなければならない。
- (1) 入札の対象となる委託業務等の名称
  - (2) 入札期日及び時刻
  - (3) 発注機関（調達課が入札を執行する案件については調達課）の名称及び所在地
- 4 第1項の規定にかかわらず、急を要する場合には、公告は、郵便による入札書の提出期限の日の前日から起算して10日前までに行うものとする。
- 5 公告は、さいたま市契約公報に登載することにより行うものとする。
- 6 公告を行ったときは、発注機関、入札機関及び契約課において、公告の内容を閲覧できるようにするものとする。

**(指名競争入札の公示)**

- 第6条** 前条の規定は、対象契約に係る指名競争入札を実施しようとする場合に準用する。この場合、公告とあるのは公示と読み替えるものとする。
- 2 対象契約に係る指名競争入札を実施しようとする場合は、前条第1項第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項も公示しなければならない。
- (1) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
  - (2) 指名競争入札に指名されるための必要な条件

(指名競争入札の通知)

第6条の2 指名競争入札を実施する場合の指名通知書の送付は、第5条第1項、第2項及び第4項に規定する日数に準じて行わなければならない。

2 前項に基づき送付する指名通知書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札の対象となる委託業務等については、第5条第1項第2号に掲げる事項
- (2) 入札書の提出については、第5条第1項第8号に掲げる事項
- (3) 入札保証金については、第5条第1項第9号に掲げる事項
- (4) 無効とされる入札
- (5) 契約の手続きにおいて使用する言語
- (6) 当該入札による対象契約が一連の調達契約の一である場合にあっては、第5条第1項第20号に掲げる事項
- (7) 契約条項を示す場所

(入札説明書)

第7条 入札説明書は、競争入札参加を希望する者(以下「競争入札参加希望者」という。)の求めにより交付するものとする。

2 入札説明書には、次に掲げる事項を記載するとともに、さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定。以下「参加者心得」という。)を添付するものとする。

- (1) 競争入札の対象となる委託業務等について次に掲げる事項
  - ア 第5条第1項第2号ア、イ及びエに掲げる事項(第6条において準用する場合を含む。)
  - イ 仕様その他の明細
- (2) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
- (3) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (4) 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (5) 手続において使用する言語及び通貨
- (6) 競争入札に参加する者に必要な資格等について次に掲げる事項
  - ア 第5条第1項第3号に掲げる事項(第6条において準用する場合も含む。)
  - イ 第6条第2項に掲げる事項
  - ウ 確認審査に必要とする書類について必要な事項
- (7) 仕様その他の明細に関する質問及び回答について次に掲げる事項
  - ア 提出方法
  - イ 提出先
  - ウ 受付期間
  - エ 回答方法
- (8) 入札保証金について次に掲げる事項
  - ア 第5条第1項第9号に掲げる事項(第6条において準用する場合も含む。)
  - イ 納付について次に掲げる事項
    - (ア) 納付方法
    - (イ) 必要書類並びにその交付の方法、期間及び場所
    - (ウ) 納付場所
  - ウ 免除申請について次に掲げる事項(申請による免除を行うときに限る。)
    - (ア) 申請方法
    - (イ) 必要書類
    - (ウ) 申請期間
    - (エ) 申請場所
- (9) 入札書の提出について次に掲げる事項
  - ア 第5条第1項第8号に掲げる事項(第6条において準用する場合も含む。)
  - イ 必要書類
- (10) 開札の日時及び場所
- (11) 落札者の決定の方法
- (12) 落札者の決定に係る調査基準価格の設定の有無

- (13) 契約保証金について次に掲げる事項
    - ア 第5条第1項第13号に掲げる事項（第6条において準用する場合も含む。）
    - イ 納付について次に掲げる事項
      - (ア) 納付方法
      - (イ) 必要書類並びにその交付の方法、期間及び場所
      - (ウ) 納付場所
  - (14) 契約条項を示す場所
  - (15) 詳細については、参加者心得に定めるところによる旨
  - (16) 当該入札による対象契約が一連の調達契約の一である場合にあっては、次に掲げる事項
    - ア 当該一連の調達契約のうち、当該入札による契約の締結後において締結が予定される契約について次に掲げる事項
      - (ア) 目的となる委託業務等の名称
      - (イ) 入札公告の予定時期
    - イ 当該一連の調達契約のうち、最初の契約に係る入札公告の日
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 3 前項の規定にかかわらず、第2項第1号イに掲げる事項を記載した説明書を競争入札参加希望者の求めにより交付するときは、当該事項を入札説明書に記載することを要しない。
- 4 前項の規定により入札説明書に第2項第1号イに掲げる事項を記載しない場合にあっては、当該事項に代えて入札説明書に次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
- (1) 入札の対象となる委託業務等の概要
  - (2) 第2項第1号イに掲げる事項を記載した説明書の交付について次に掲げる事項
    - ア 交付方法
    - イ 有償無償の別及び有償のときにあってはその金額
    - ウ 交付期間
    - エ 交付場所
- 5 第2項に掲げる事項のうち、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示において既に記載してあるときは、第5条第1項の公告又は第6条第1項の公示の写しを入札説明書に添付することにより、改めて記載することを要しない。

**(競争入札に参加する者に必要な資格)**

**第8条** 対象契約に係る競争入札に参加することができる者は、当該契約に係る委託業務等の有資格者でなければならない。

- 2 有資格者であっても、次に掲げる要件に該当する者は、当該入札に参加する資格を有しない。
  - (1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
  - (3) 公告日以後にさいたま市より入札参加停止の措置を受けている期間がある者。
  - (4) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていない者。（入札の対象が測量業務であるときに限る。）
  - (5) 登録、免許又は許可（以下「登録等」という。）を営業の要件とする業務について、当該登録等を受けていない者。（入札の対象が登録等を要する業務であるときに限る。）
  - (6) 資格審査申請に当たり提出された書類の記載事項に虚偽がある場合。

**(入札に参加する者に必要な審査要件)**

**第9条** 前条に定めるもののほか、適正な契約履行を確保するため必要があるときは、次に掲げる事項を競争入札に参加する者に必要な資格とすることができる。

- (1) 契約の対象となる委託業務等に関する施行実績
- (2) 入札の対象となる委託業務等に配置する予定の技術者の資格及び実務経験

(3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

**(随時の資格審査の実施)**

- 第10条** 対象契約に係る公告又は公示に基づき、公告又は公示に定める期間において、当該対象契約に係る委託業務等の資格審査を調達課において実施するものとする。ただし、当該対象契約に係る委託業務等についての有資格者は、この手続きを要しない。
- 2 前項の資格審査に当たっては、申請者が申請日において資格要件を満たしているか否かを審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。
  - 3 第1項の資格審査の結果、資格があると認められた場合には、資格者名簿に登載するものとする。
  - 4 第1項の資格審査の結果、資格がないと認めた場合には、第2項の通知に加え、その理由も通知するものとする。
  - 5 入札期日までに第1項の審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を申請者に書面により通知するものとする。

**(参加資格の確認申請)**

- 第11条** 対象契約に係る一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加申込兼資格確認申請書(様式第2号。以下「確認申請書」という。)を指定の期限までに提出しなければならない。
- 2 有資格者であっても、当該確認申請書を提出していない場合は、当該入札に参加することができない。
  - 3 発注機関の長は、確認申請書を提出した有資格者(以下「入札参加申込者」という。)が、当該入札に参加する資格があると認めるときは、当該入札参加申込者に対し、競争入札参加資格確認結果通知書(様式第3号。以下「結果通知書」という。)を通知するものとする。
  - 4 発注機関の長は、入札参加申込者が、当該入札に参加する資格がないと認めるときは、当該入札参加申込者に対し、その理由を示した上で、結果通知書を通知するものとする。
  - 5 前各項の規定は、指名競争入札において、指名されるために必要な要件を備えていながら、指名されなかった者に対する申請に準用する。この場合、第3項の結果通知書とあるのは指名通知書と読み替えるものとする。

**(対象入札に係る周知等)**

- 第12条** 対象契約に係る一般競争入札を行う場合、発注機関の長は、競争入札参加希望者に入札の対象となる業務等の仕様その他入札に参加するに当たり必要な事項を熟知させるための必要な措置を講じなければならない。
- 2 競争入札参加希望者からの当該入札に関する質問を受理したときは、その質問に対する回答について、競争入札参加希望者全員に周知するものとする。
  - 3 入札説明会は特に必要な場合を除き、実施しないものとする。
  - 4 一般競争入札の公告をした後に、当該公告事項に関して修正しようとする場合において、当初の公告に係る一般競争入札に参加しようとする者が判明しているときは、当該公告に係る事項を、これらの者に書面により送付すること。
  - 5 前4項の規定は、指名競争入札を行う場合に準用する。この場合、「競争入札参加希望者」とあるのは「指名通知を受けた者」と、「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

**(入札保証金)**

- 第13条** 契約規則第9条第1項第2号及び第3号による入札保証金の免除は、免除を希望する者の申請に基づき行うものとする。
- 2 入札保証金の免除申請に当たり提出すべき書類は、入札保証金免除申請書(様式第4号)及び必要な書類とする。
  - 3 免除決定に当たっては、第1項に掲げる場合に該当するか否かを審査し、その結果を結果通知書とともに入札参加申込者に通知するものとする。
  - 4 前3項に定めるもののほか、入札保証金について必要な事項は、契約規則に定めるところによる。

**第3章 入札の執行**

### (入札の延期等)

**第14条** 対象契約にかかる競争入札において、妨害、不正行為、入札参加申込者の連合その他入札を公正に執行することができない事由を生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を中止することができる。

2 前項の規定により入札期日を延期し又は入札を中止したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 入札期日を延期したときは、延期したこと及び変更後の入札期日、時刻その他公告した内容から変更のあった事項

(2) 入札を中止したときは、中止したこと。

3 第5条第4項及び第5項の規定(第6条において準用する場合も含む。)は、前項の公示について準用する。

### (入札執行者等)

**第15条** 入札執行者は、入札機関の長又は入札機関の長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たって、入札機関の職員に補助をさせることができる。

### (入札執行の準備)

**第16条** 入札執行者は、入札場所として入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札執行に先立ち、予定価格調書の封書、くじその他入札執行に必要な物を準備しなければならない。

### (入札執行の開始)

**第17条** 入札執行者は、入札期日において、あらかじめ通知した時刻になったとき、開始を告げ、入札参加者等(当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する権限を有する者をいう。以下同じ。)を入札場所に入室させ、入札の対象となる委託業務等の名称及び第11条第3項の通知を受けた入札参加申込者名を読み上げ、結果通知書を提示させることにより確認を行うものとする。

2 入札執行者は、前項の確認に引き続き、次に掲げる書類を提出させ、入札参加者等の確認を行うものとする。

(1) 委任状(様式第5号。当該入札期日における入札に関する権限又は開札の立会いに関する権限を委任された者が入札場所に入室した場合に限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な書類

3 入札場所に入室することができる者は、入札参加者等に限るものとし、1業者につき1人とする。ただし、特別な事由のある場合は、この限りではない。

4 第1項及び第2項の確認が終了した後の入札場所への入室は認めないものとする。

5 入札参加者等の入札執行途中での退室は認めないものとする。

### (入札書等の提出)

**第18条** 入札執行者は、入札者(当該入札期日における入札の権限を有する者で、入札書を提出するために入札場所に入室した者をいう。)に次に掲げる事項を周知した後、入札書(様式第6号。以下「入札書」という。)に必要な事項を記載させ、記名押印の上、封書にして入札箱に投入させるものとする。

(1) 入札書には見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する旨

(2) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときは、その旨

(3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 入札執行者は、前項の入札書の提出時に、次に掲げる書類を提出させるものとする。

(1) 所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保の納付又は免除を証する次に掲げる書類

ア 入札保証金を納付したときは、領収書の写し

イ 入札保証金に代わる担保を納付したときは、保管有価証券受領書の写し

ウ 入札保証保険契約を締結したときは、保険証券の写し

エ 入札保証金の免除決定を受けたときは、結果通知書

(2) 入札金額見積内訳書(提出を義務付けたときに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な書類

#### (郵便による入札書の提出)

- 第19条** 対象契約に係る競争入札においては、郵便による入札書の提出を認めるものとする。
- 2 郵便による入札書の提出は、封書した入札書、前条第2項各号に掲げる書類を表面に入札の対象となる委託業務等の名称及び入札書を在中している旨を朱書した封筒に同封の上、一般書留又は簡易書留等により行わせるものとする。
  - 3 郵便による入札書の提出の締切りは、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に定める市の休日にあたる日を除き、当該入札期日の前々日とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。
  - 4 郵便による入札書については、入札機関において開札時まで厳重に保管するものとする。

#### (入札書の書換等の禁止)

- 第20条** 入札執行者は、提出された入札書の書換え、引換え及び撤回をさせてはならない。ただし、公告又は公示の修正を行った場合には、当該公告に係る一般競争入札又は当該公示に係る指名競争入札に参加しようとする者が入札書を変更し、再提出することができるものとする。

#### (開札)

- 第21条** 開札は、第18条の規定による書類の提出後直ちに、当該入札場所において入札参加者等の立会いのもとに行わなければならない。
- 2 開札のとき、当該入札に係る入札参加者等が入札場所にいないときには、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせなければならない。
  - 3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書(郵便による入札書を含む。)の封書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
  - 4 入札執行者は、入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)との対比を行わなければならない。
  - 5 入札執行者は、落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときは、前項の対比に加えて、調査基準価格の110分の100の価格との対比を行わなければならない。
  - 6 入札執行者は、前3項の審査及び対比に引き続き、入札時提出書類(第18条第2項及び第19条第2項の規定により提出された書類(第19条第2項の規定により提出された書類にあっては、入札書を除く。))をいう。以下同じ。)の審査を行うものとする。

#### (入札の無効)

- 第22条** 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項(金額を除く。)を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 金額を訂正した入札書による入札
- (13) 入札時提出書類を提出しない者がした入札、所定のものとは異なる方法による入札その他入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

#### (開札結果の発表)

- 第23条** 開札の結果は、開札終了後、入札価格の高いものから順次その入札者名及び入

札価格を読み上げることにより発表するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、無効な入札については、その入札価格を発表しないものとする。

**(落札者の決定)**

**第24条** 入札執行者は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者を落札者とする。

**(くじによる落札者の決定)**

**第25条** 入札執行者は、落札とすべき同額の入札が複数あるときは、当該入札をした入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。

- 2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 前2項の規定により落札者を決定したときは、落札のくじを引いた者にくじを引いた結果落札した旨を当該入札書に記載させ、署名させるものとする。

**(落札者の発表)**

**第26条** 入札執行者は、前2条の規定により落札者を決定したときは、当該入札場所においてその旨を発表する。

**(落札者決定の保留)**

**第27条** 落札者の決定に係る調査基準価格を設けた場合、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低入札調査価格」という。）があるときは、入札執行者は、第24条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低価格入札について次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査する旨宣言の上、入札執行を終了するものとする。

- (1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
  - (2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札
- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低入札調査価格以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。
  - 3 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者等が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代って当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - 4 前項により順位を決定したときは、くじ（低入札調査価格以外の入札に係るもののうち、第2順位以下のものを除く。）を引いた者にくじを引いた旨及びその結果決定した順位を当該入札書に記載させ、署名させるものとする。
  - 5 前条の規定は、第2項の規定によるくじによる順位決定について準用する。

**(低入札調査価格の調査)**

**第28条** 入札執行者は、低入札調査価格のうち最も入札価格の低いものについて、前条第1項各号のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした入札者を落札者とする。

- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低入札調査価格について調査を行う。
- 3 すべての低入札調査価格について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。

**(再度入札)**

**第29条** 入札執行者は、初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うものと

する。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、再度入札を行わないものとする。
  - (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価格入札があったとき。
  - (2) 再度入札に参加することができる者がいないとき。
- 4 再度入札は、1回限りとし、初度入札の開札結果の発表後、当該入札場所において直ちに行うものとする。ただし、郵便による入札のみの場合は新たに日時及び場所を定める。

#### (不調時の取扱い)

**第30条** 対象契約に係る競争入札において、再度入札によってもなお落札者がいないときは、改めて公告（又は公示）を行い競争入札を実施するものとする。ただし、再度の公告（又は公示）による競争入札を実施することができないときは、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 前項ただし書の規定による随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、前項ただし書の規定による随意契約の相手方となることができない。

3 再度入札において低価格入札がなかったときにおいて、第1項ただし書の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとするときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、随意契約の相手方となることを希望する者から見積書（様式第6号）を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、郵便による入札のみの場合は新たに日時及び場所を定める。

4 再度入札において低価格入札があったときにおいて、第28条第2項の規定により落札者を決定できないときに第1項ただし書の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとするときの取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第27条第1項の規定による入札執行の終了に当たり、落札者を決定できないときは別に定める期日に随意契約の相手方となることを希望する者から見積書の提出を受け見積り合わせを行う旨宣言する。
- (2) 落札者を決定することができなかつたときは、随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。
- (3) 随意契約の相手方となることを希望する者から見積書及び見積書提出期日における見積権限を委任された者が見積りをするときにあつては委任状を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とするものとする。
- (4) 第1号の見積り合わせについては、発注機関において実施するものとする。

### 第4章 入札執行後の手続

#### (入札結果等の通知)

**第31条** 落札者を決定したときは、その旨を当該落札者に対して口頭又は文書にて通知する。

2 前項の通知が落札者に到達した日から7日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、この落札決定は効力を失うものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を当該契約の相手方に通知するものとする。

4 第1項及び第3項の通知に当たっては、契約書案、約款、設計図書その他契約の締結に必要な書類を添付するものとする。

#### (消費税の免税事業者の届出)

**第32条** 落札者（第30条第3項又は第4項の規定による契約の相手方を含む。）が消費税の免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに免税事業者届出書（様式第7号）

を届け出なければならない。

**(不落札理由の開示)**

**第33条** 入札機関の長は、落札者とされなかった当該入札に参加した者から請求があったときは、速やかに次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 落札者が決定したこと。
- (2) 落札者の氏名及び住所
- (3) 落札金額
- (4) 当該請求を行った入札参加者が落札者とならなかった理由
- (5) 当該請求を行った入札参加者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由

2 前項の請求をする者は、市長に対し、不落札理由開示請求書（様式第8号）を提出するものとする。

**(結果報告書の提出)**

**第34条** 入札機関の長は、当該対象契約に係る入札が終了し、落札者が決定したときは、特定調達契約入札等結果報告書（様式第9号）を契約課に提出するものとする。

**(落札者等の公示)**

**第35条** 対象契約に係る競争入札において、落札者を決定したとき又は第29条第3項又は第4項の規定により契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 入札の対象となった委託業務等の名称
- (2) 公告日（第30条第3項又は第4項の規定により契約の相手方を決定したときを除く。）
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 第30条第3項又は第4項の規定により契約の相手方を決定したときは、再度入札によっても落札者がなかったため随意契約の方法によった旨
- (8) 発注機関の名称及び所在地
- (9) その他必要な事項

2 前項の公示は、さいたま市契約公報に登載することにより行うものとする。

**(記録)**

**第36条** 対象契約に係る競争入札を実施したときは、当該入札に係る記録を作成し、発注機関において保管するものとする。

2 第30条第3項又は第4項の規定により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方の氏名、契約金額及び再度入札によっても落札者がなかったため随意契約によった旨を前項の記録に付記するものとする。

**(市議会の議決を要する契約)**

**第37条** 地方自治法第96条第1項の規定により締結に市議会の議決を要する契約については、市議会の議決を条件に本契約を締結することを明記した仮契約書を取りかわすものとする。

**(契約の確定)**

**第38条** 契約は、市長及び契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

**(内容報告書の提出)**

**第39条** 発注機関の長は、当該対象契約の締結終了後、特定調達契約内容報告書（様式第10号）を契約課に提出するものとする。

## 第5章 補 則

**(その他)**

**第40条** この要綱に定めるもののほか、特定調達契約に係る競争入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に2項を加える改正は、平成25年12月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月16日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後のさいたま市業務委託等の特定調達契約に係る競争入札執行事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

#### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後のさいたま市業務委託等の特定調達契約に係る競争入札執行事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

#### 附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は令和4年1月1日から施行する。

## 特定調達契約入札等実施通知書

年 月 日

担 当 局 部 課	
担当者・電話番号	電話
調達の名称・数量	
入 札 方 法	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約
公 告 希 望 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
開 札 場 所	
随 意 契 約 の 理 由	1 適用条項 2 理由
備 考	

(担当課→契約課)

- ※ 競争入札の場合は、必ず公告・公示の案文を添付してください。
- ※ 入札方法については、該当する入札方法に、○を付けてください。
- ※ 競争入札の場合の入札公告等希望日については、公告日が決定している場合は公告日を、未定の場合は希望日を記入して下さい。なお、希望日が、15日・末日以外の場合は、備考欄に、臨時号発行のための理由を記入して下さい。
- ※ 開札日・開札場所については、随意契約の場合は、各々見積合せの日・場所を記入して下さい。
- ※ 随意契約の理由については、随意契約で実施する場合のみ、特例政令の随意契約理由及び具体的な理由を記入して下さい。
- ※ 備考欄には、適宜必要な事項を記入して下さい。

## 競争入札参加申込兼資格確認申請書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記の競争入札に参加したいので、公告及び入札説明書に定められた書類を添えて、入札参加の申込及び入札参加資格の確認申請をいたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること並びに記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

- 1 入札方法
- 2 公告年月日
- 3 件名
- 4 履行場所又は借入場所
- 5 連絡先
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 担当者所属及び氏名
  - (3) 電話番号

第 年 月 号  
日

### 競争入札参加資格確認結果通知書

様

さいたま市長



年 月 日付けさいたま市公告（調達）・公示（調達）第 号に係る競争入札参加資格について次のとおり確認しましたので通知します。

入札日時			
入札場所			
件名			
競争入札参加資格の有無	有	無	競争入札参加資格が無いと認めた理由
入札保証金の要否	免除 ・ 要		

※ 競争入札参加資格があると認められた方は、入札・開札に立ち会う際に、本書を提示していただきますので、必ず持参してください。

**【添付書類】**

- ・委任状
- ・入札（見積）書
- ・入札辞退届
- ・内訳書【必要に応じて】
- ・納付書【入札保証金が要の場合】

**【連絡先】**

担当所属  
住所  
電話番号

様式第4号（第13条関係）

## 入札保証金免除申請書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

所在地

商号又は名称

役職名

氏名

下記の競争入札について、さいたま市契約規則第9条第1項第 号に掲げる場合に該当するので、公告又は入札説明書に定められた書類を添えて、入札保証金の免除を申請します。

記

1 入札方法

一般競争入札

・

指名競争入札

2 公告（公示）年月日

3 件 名

4 履行場所又は借入場所

5 連 絡 先

（1） 商号又は名称

（2） 担当者所属及び氏名

（3） 電話番号

## 委 任 状

私は、㊟ を代理人と定め、下記の（ 業務委託 ・ 賃貸借 ）

における次の事項に関する権限を委任します。

- |      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 委任事項 | 1 入札（見積り）に関すること。<br>2 開札の立会いに関すること。 |
|------|-------------------------------------|

### 記

1 件 名

2 履行場所又は借入場所

年 月 日

住 所

氏 名

㊟

さいたま市長

#### （注意事項）

- 1 委任者の印は、法人にあってはその権限を有する者の印とする。
- 2 受任者の印は認印でも差し支えない。

## 入札（見積）書（第 回）

1 件 名

2 履 行 場 所

3 入札(見積)金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

さいたま市契約規則に従い、さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（業務委託及び物品等の賃貸借契約）（平成15年さいたま市制定）、さいたま市業務委託契約基準約款（平成13年さいたま市制定）及び入札説明書等を熟知したので、入札（見積）します。

年 月 日

住 所

氏 名

①

上記代理人

①

さいたま市長

（注意事項）

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。

## 入札（見積）書（第 回）

1 件 名

2 借入場所

3 入札（見積）金額

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

さいたま市契約規則に従い、さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（業務委託及び物品等の賃貸借契約）（平成15年さいたま市制定）及び入札説明書等を熟知したので、入札（見積）します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

上記代理人

印

さいたま市長

（注意事項）

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。

様式第7号（第32条関係）

## 免 税 事 業 者 届 出 書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

所在地

商号又は名称

役職名

氏名

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）であるのでその旨届出します。

### 記

課税期間	自	年	月	日
	至	年	月	日

## 不落札理由開示請求書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

所在地

商号又は名称

役職名

氏名

下記の競争入札において落札者とされなかった理由の開示を請求します。

記

1 入札方法

一般競争入札

・

指名競争入札

2 公告（公示）年月日

3 件名

4 履行場所又は借入場所

5 初度入札・再度入札の別

初度入札

・

再度入札

6 連絡先

（1）商号又は名称

（2）担当者所属及び氏名

（3）電話番号

## 特定調達契約入札等結果報告書

年 月 日

担 当 局 部 課			
担当者・電話番号	電話		
公 告 番 号	年 月 日	公告(調達)第 号	
調達の名 称 ・ 数 量			
落 札 者	(住所)		
	(氏名又は名称)		
契約金額（税込み）	円（総額・単価・1ヶ月のリース代金）		
落 札 決 定 日	年 月 日		
落札者決定の理由	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>1 最低価格で入札した者</p> <p>2 その他</p> </div> <div style="font-size: 3em; line-height: 1;">}</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>理由：</p> </div> </div>		
<p>入 札 状 況</p> <p>入札者の氏名と入札金額（税抜き）を記入してください。また、無効とした入札があった場合にはその理由を記入してください。</p> <p>(別紙で作成したものがあればそれを付けていただいても構いません。)</p>	入札者	入札金額（無効の理由）	
	1	.....	.....
	2	.....	.....
	3	.....	.....
	4	.....	.....
	5	.....	.....
	6	.....	.....
	7	.....	.....
	8	.....	.....
	9	.....	.....
	10	.....	.....
	11	.....	.....
12	.....	.....	

(担当課→契約課)

## 特定調達契約内容報告書

担当局部課	
担当者・電話番号	電話
公告番号	年 月 日 公告（調達）第 号
調達の名称・数量	
落札者	住所〒 氏名又は名称 代表者役職・氏名
契約金額（税込み）	円（総額・単価・1ヶ月のリース代金）
落札決定日	年 月 日
原産国 （注1）	日本・米国・EU諸国・カナダ・韓国・ その他の外国（ ）
業者国籍	日本・米国・EU諸国・カナダ・韓国・ その他の外国（ ）
単価契約又はリース契約を行った場合の1年間の支払総額（注2）	年 月 日 から 年 月 日 まで 円

※ 総額での契約を行った場合は、必ず原産国・業者国籍の記載のうえ特定調達契約入札結果報告書と一緒にこの報告書を提出してください。

単価契約又はリース契約の場合は、原産国・業者国籍に加え1月1日から12月31日までの期間の支払い総額も記載して翌年の1月中に提出します。

この報告書は、総務省からの照会で使用しますので、必ず提出するようお願いします。

注1 原産国の認定は次の方法によります。

- (1) 調達物品等に付されたラベル・ネームプレート・刻印・織込みマーク等による原作国の表示（例えば、**made in U.S.A, of France** 等の表示）及び製造者名、商標等の表示
- (2) 調達物品等による売買契約書その他の書類に記載された原産地表示及び製造者名、商標等の表示
- (3) サービスについては、原産国をサービスを提供した事務所の所在地と読み替えます。

注2 単価契約又はリース契約を行った場合、1月1日から12月31日までの間の支払い総額を記入します。また、1月から3月までの間に年度末までを履行期間とする契約の場合は、年度末までの支払い総額を記入します。